

[事案 2023-128] 損害賠償請求

・令和6年2月8日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、既払込保険料の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年8月に無解約返戻金型収入保障保険（本契約）を契約し、本契約から乗り換える形で令和3年7月に募集代理店を通じて無解約返戻金型収入保障保険（申立外契約①）を契約したが、本契約は令和5年7月まで解約しなかった。しかし、以下の理由により、令和3年8月以降の本契約の既払込保険料を損害賠償してほしい。

- (1) 本契約と申立外契約①については、継続手続であると認識しており、本契約の解約が必要であることは説明されなかった。
- (2) 申立外契約①締結と同時に他の乗換契約手続も行ったが、その乗換前契約（申立外契約②）については解約が必要であると説明されたため解約した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約について、申立外契約①締結後に解約が必要であることを説明している。
- (2) 同席した他の募集人も、本契約について解約が必要である旨の説明をしたとしている。
- (3) 契約時の取扱者の報告書の「今回の申込みにあたり、解約予定の契約・解約した契約」欄に、本契約と申立外契約②が併記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。